

一般社団法人 大阪府医師会長 様

大阪府健康医療部保健医療室長
(公 印 省 略)

医療機関外の場所で行う健康診断（巡回健診等）に関する手続き及び様式の変更について

日ごろから、本府健康医療行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、標記の巡回健診等の手続き及び様式を変更しましたのでお知らせいたします。

併せて、平成27年3月31日付け医政発0331第11号 厚生労働省医政局長通知の周知の際に、本府が作成しました「医療機関外の場所で行う健康診断（巡回健診等）に関するQ&A」も改訂しました。

つきましては、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、主な変更点については下記のとおりです。

また、本件については、大阪府各保健所、各保健所設置市保健所、（一社）大阪府歯科医師会、（一社）大阪府病院協会、（一社）大阪府私立病院協会、（一社）大阪精神科病院協会、地方独立行政法人大阪府立病院機構及び市町村保健・健康行政担当課へも同内容で依頼しておりますことを申し添えます。

記

	変更前（提出時期）	変更後（提出時期）
大阪府内にある医療機関が大阪府内において巡回健診を実施する場合	巡回健診開始計画書（開設後10日以内）	廃止
	巡回健診実施計画書（事前）	巡回健診実施計画書（事前）
	巡回健診実施報告書（翌月10日まで）	巡回健診実施報告書（翌月10日まで）

平成27年11月2日より変更します。

連絡先：大阪府健康医療部 保健医療室

保健医療企画課 医事グループ

TEL：06-6944-9170（ダイヤルイン）

FAX：06-6944-7546

医療機関外で行う健康診断（巡回健診等）に関するQ & A改訂版

H27.11.2

※※Q & Aにある「今回の通知」とは、「医療機関外で行う健康診断の取扱いについて」の改正について（平成27年3月31日付け医政発0331第11号 厚生労働省医政局長通知）を示します。

Q 1 巡回健診とは、何ですか。

A 1 巡回健診とは、医療機関外で行う健康診断、予防接種又は採血をいいます。

一定地点において公衆又は特定多数人に対して健診等が行われる場合、原則として医療法上は、診療所の開設の手続きが必要ですが、一定の条件を満たす場合には、簡素な事務手続きで実施することができます。

【参考】簡素な事務手続きのご案内

医療機関を管轄する各保健所の下記アドレスから巡回健診の様式をご利用ください。

掲載していない場合は、直接保健所にお問い合わせください。

保健所名	お問い合わせ先・掲載ホームページアドレス	管轄地域
大阪市保健所	大阪市保健所 保健医療対策課 医療指導グループ 電話番号 06-6647-0679	大阪市
堺市保健所	堺市保健所 保健医療課 医務管理係 電話番号 072-228-7582	堺市
東大阪市保健所	東大阪市保健所 地域健康企画課 電話番号 072-960-3801	東大阪市
高槻市保健所	高槻市保健所 健康医療政策課 医事担当 電話番号:072-661-9330	高槻市
豊中市保健所	http://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kenko_hokeneisei/todokede-soudan/iryoukankei/jji_tetsuzuki.html	豊中市
枚方市保健所	http://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/h-kikaku/jyunkaisinsathu-kankeiyoushiki-kenshin.html	枚方市
大阪府保健所	http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/byouin/jyunkai_yosiki.html	上記以外

大阪府内にある医療機関が、大阪府内において巡回健診を実施する場合、

平成27年11月2日から手続き及び様式が変更しました。

➤ 巡回健診を実施する際

- ・事前 「病院・診療所（巡回健診・診療）実施計画書」の提出：様式5
- ・翌月の10日までに 「病院・診療所（巡回健診・診療）実施報告書」の提出：様式6

Q 2 今回の通知※※により手続きをしなくても巡回健診を実施できるようになったのですか。

A 2 手続きは、これまでと変わりありません。

大阪府内にある医療機関が大阪府内で巡回健診を実施する場合には、新たに診療所の開設手続きは不要ですが、Q 1による簡素な事務手続きが必要です。

Q 3 今回の通知※※により大きく何が変わったのですか。

A 3 これまで、予防接種については、巡回健診では認められませんでしたでしたが今回の通知により実施することが可能になりました。他に、地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血も巡回健診等に含まれることになりました。

Q 4 手続きは、どこに提出しますか。

A 4 大阪府内にある医療機関が、大阪府内において巡回健診を実施する場合、医療機関を管轄する保健所^{別紙}（大阪市内の医療機関については、管轄する各区役所に提出）に申請してください。開催地の保健所ではありません。

Q 5 巡回健診で実施できる項目はどのようなものですか。

A 5 疾病の治療を前提としたものを除く下記の法律に基づく健康診断等が該当します。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断

○労働安全衛生法に基づく健康診断

○高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び医療等以外の保健事業としての健康診査

○保険者からの委託に基づく健康診断等

○公共的な性格を有する定型的な健康診断

○予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種

対象の疾病	
A 類	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、 H i b 感染症、肺炎球菌感染症（小児）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、痘そう
B 類	インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者）
※定期接種の対象年齢以外の者に接種する場合も含む。	

○地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血

Q 6 大阪府内にある医療機関が、他府県で巡回健診を実施する場合の手続きは、どうすればよいですか。

A 6 巡回健診を開催する場所を管轄する他府県の保健所にご相談ください。

Q 7 他府県にある医療機関が、大阪府内で巡回健診を実施する場合、簡素な事務手続きが可能でしょうか。

A 7 簡素な事務手続きにはなりません。診療所の開設手続きが必要です。

Q 8 巡回健診を実施するにあたって、注意すべきことはありますか。

A 8 実施主体の既存の病院又診療所における通常の診療に支障が生じてはいけません。

また、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、清潔保持に留意しなければなりません。

なお、予防接種を実施する場合には、『定期接種実施要領』14 医療機関以外の場所で定期接種を実施する際の注意事項をご参照ください。

予防接種法第 5 条第 1 項の規定によらない予防接種についても、同様の取扱いに努めてください。

巡回健診に係る予防接種に関するQ & A

Q 9 予防接種法の対策の中で安全基準の遵守に関して変更はありますか。

A 9 従来通りの対策が必要となります。医療機関以外の場所での予防接種の実施においても、被接種者に副反応が起こった際に応急対応が可能なように安全基準を確実に順守する必要があります。

Q10 医療機関で行う予防接種に変更はありますか。

A10 定期接種については、適正かつ円滑な予防接種の実施のため、市町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすることに変更はありません。

お問い合わせ先

医療機関外の場所で行う健康診断（巡回健診等）に関するQ & A

大阪府保健医療企画課 医事グループ

06-6944-9170

巡回健診に係る予防接種に関するQ & A

大阪府医療対策課 感染症グループ

06-6944-9156